

平成 29 年 8 月 23 日  
 文 部 科 学 省  
 高 等 教 育 企 画 課  
 専 門 教 育 課

### 「専門職大学設置基準案」等に関する意見募集の結果について

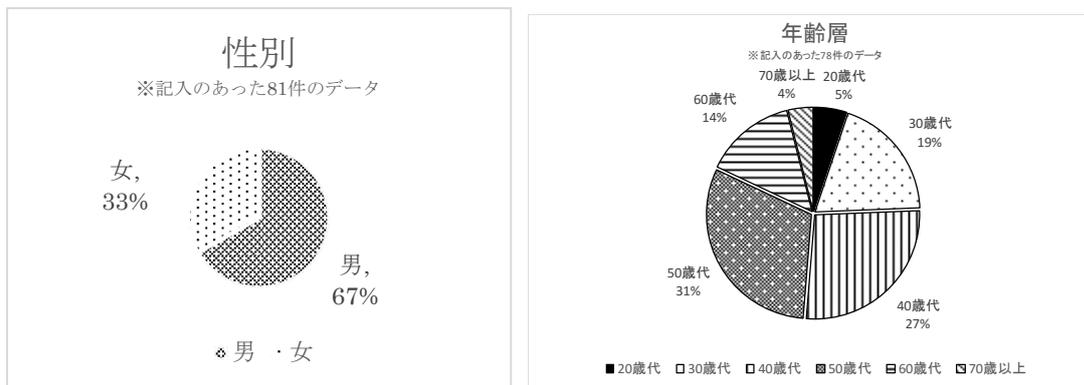
「専門職大学設置基準案」等について、平成 29 年 7 月 20 日から平成 29 年 8 月 18 日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 253 件の御意見をいただきました。いただいた主な意見は別紙のとおりです。いただいた御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約等させていただいております。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

#### < 提出意見の件数 >

名称	件数
専門職大学設置基準案	176
専門職短期大学設置基準案	45
学位規則の一部を改正する省令案	4
学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示案	4
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	7
学校教育法施行規則の一部を改正する省令案	4
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案	4
専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案	9

【参考】意見提出者の属性



※各意見提出時に性別、年齢について記入のあった提出者について計上

※複数の法令に対する意見を提出している場合、重複計上を除く

## 「専門職大学設置基準（案）」等に関する主な意見

### 1. 専門職大学設置基準（案）に関する意見

#### 【総論】

- 「職業教育」という非常にフレキシブルな教育分野の特性に鑑み、既存の高等教育機関より柔軟な運用が可能となる設置基準を制定すべき。
- 既存の高等教育機関と同等の質を維持し、また高等教育としての国際通用性を有するために、大学設置基準を下回る基準や、弾力的な取扱いを認めるべきではない。
- 専門職大学が、地方創生に資する人材育成機関としての機能を果たすため、特定の地域に偏在することなく、全国にバランスよく設置されるよう、配慮していただきたい。

#### 【教育課程に関する意見】

- 大学を名乗るのであれば、大学設置基準と同様、教育課程の中に教養を入れるべきである。
- 大学における社会人学生の受入れが低調である実態も踏まえ、eラーニングやモジュール型授業の導入など、社会人も学びやすい履修形態を確立していただきたい。
- 同時に授業を受ける学生数について、実験・実習科目は40人以下とすることは妥当だと考えるが、講義・演習科目については教育効果から見ても大学設置基準と同等にすべきである。
- 同時に授業を受ける学生数について、教員数が増大し、財務状況を圧迫する恐れがあるため、人数制限を無くした方が良いと考える。
- 同時に授業を受ける学生数については、50人以下に緩和すべきである。
- 変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について不断の見直しを行うため、カリキュラムの変更手続きを簡素化すべきである。
- 専門職大学・専門職短期大学に対しても、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーが適切に策定され、それらに沿った教育が展開されるよう指導していただきたい。

#### 【卒業の要件等に関する意見】

- 臨地実務実習の20単位を地方の企業だけで受け入れることは難しいと考えるため、臨地実務実習の単位数を減ずるか、または連携実務演習等の代替単位数を5単位以上に増やすべきである。

- 指定養成施設における必要な実習時間は国家資格により大きく時間の差があることから、専門職大学でも職業分野により企業内実習の必要時間数に増減の幅を設けるべきである。
- 実習前指導授業並びに実習後振り返り授業を実習時間に含めることとしていただきたい。
- 臨地実務実習の実施に当たり、政府は企業の費用負担補助、協力企業の組織化、大学への紹介等、企業と大学との連携構築のための支援策を検討する必要がある。
- 中小企業が、新卒採用活動における広報活動開始以前に臨地実務実習等を受け入れた場合、学生が自ら希望する際には、学生情報を、広報活動・採用選考活動解禁後に活用することを認める等、中小企業へのインセンティブが付与されるような仕組みづくりを検討していただきたい。
- 実習中の学生が事故等に遭遇した際、受け入れに協力している側の企業に責任が及ぶことのないよう、配慮されたい。
- 前期課程の位置づけをもう少し明確にすべきではないか。

#### 【教員組織に関する意見】

- 実務能力の高い専任教員が必要となる専門職大学においては、実践力と創造力を養う教育の質を保つことが大切であり、教授を半数以上とする必要は無いと考える。
- 専任教員の必要人数及び教員の資格は既存の大学と同様とすべきであり、弾力的な取り扱いを認めるべきではない。
- 実務家教員の審査に当たっては、学位を求めるのではなく、業界での実務経験や受賞歴、専門学校での教育歴などを評価すべきである。
- 実務を離れた後、例えば5年以上の年数が経過していても、分野によっては学会や関連する団体等に所属し自己研鑽に努めていれば、専攻分野についての知識・経験を有しており、専門職大学等の教員となれるようにすべきである。
- 法科大学院や教職大学院の例にならい、専門職大学においても必要とされる実務経験の内容及び能力を具体的に示すべきである。
- 研究能力を併せ有する教員について、学位や論文など学術上の業績がなくとも、専攻分野の知識・経験を有する者を、実務家教員として認められるようにすべきである。
- 研究能力を併せ有する教員の審査に当たっては、一律に論文数や著作数、博士号の有無で評価するようなことをせず、研究機関における現場での普及度が高い農林業技術や品種の開発等を業績として評価するなど、柔軟な運用をお願いしたい。
- 「みなし専任教員」については、学校—企業間に利益相反が生じた場合の処理が不明確であるため専任教員枠には入れるべきではない。
- 企業に在職中の者も教員となれるよう、クロスアポイントメント制度の扱いについて明確化すべきである。

- 「大学設置基準」第四十二条の三に規定されている「研修の機会等」が明記されていないことから、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるために研修（SD）の機会を設けることを規定すべきである。

#### 【教員の資格に関する意見】

- 教員資格を有していない者であっても当該教員になれるよう、資格取得に関して一定の猶予期間を設けるべきである。
- 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者について、具体的にどのような人材が想定されるのか明記していただきたい。

#### 【校地、校舎等の施設及び設備等に関する意見】

- 専門職大学院と同様、施設及び設備その他諸条件は、専門職大学等の目的に照らし十分な教育効果を上げることができると認められる限り、校地、校舎などに一律の基準を設けるべきではない。
- 校地、校舎等の施設及び設備等の基準は既存の大学と同様とし、弾力的な取り扱いを認めるべきではない。
- 設置基準は、専門職大学を設置するのに必要な最低の基準であるため、教育の質を担保するために必要な最低限の校地・校舎面積基準を具体的に数値で示すとともに、減ずることができる面積の限度を同様に示すべきである。
- 収容定員上の学生一人当たり 10 平方メートルに対して講じられる特例措置（面積の削減）には、専門職大学の教育研究に支障がないと認められるときは、内規等で削減面積の下限を画一的に定めるべきではない。
- 本校舎とは別に設けられる、現場の実験・実習施設は、実践的な職業教育に必要不可欠であることから、専門職大学の校舎面積として算入されるようお願いしたい。
- 体育館や運動場については、体育に関する授業がない場合は、原則不必要である。
- 学生の活力および心身の健康を担保する科目は、職業教育の根幹をなすため、運動場または体育館の所有は必置である。企業等から運動場・体育館・図書館等を借りることで高等教育として認める旨の基準では、これまで質保証・教育の継続性・国際通用性等の観点から校地校舎の自己所有に努め施設設備等の整備に尽力してきた既存の大学との差異が大きすぎ、進学者や就職先を混乱に陥れるだけでなく、高等教育全体の評価を下げかねない。
- 研究室を必ず備える必要はないが、研究に対する予算が措置されるようにすべきである。

#### 【その他】

- 「学部の種類」の欄における分野の分類が、専門職分野によっては、どの分野に所属す

るのか断定できないことから、専門職分野で分類すべきではないか。

- 既存大学と同様、教員の確保や、充実した教育活動ができるよう、私学助成が措置されるようにすべきである。
- 専門職大学・専門職短期大学においても、今の大学・短大と同等あるいはそれ以上の基準を設けて、しっかりと認証評価を行っていただきたい。
- 専門職大学・専門職短期大学の開設に向けて、特に、直接の当事者となる高校生、保護者、学校関係者にあらゆる手段を利用して十分な情報提供をしていただくようお願いしたい。

## 2. 専門職短期大学設置基準（案）に関する意見

### 【総論】

- 実践的な職業に重点を置きつつも、学位を授与する「大学教育」制度の中に位置づけられるものである以上、設置基準においては、「大学教育」としての国際通用性を確保する質の高い水準を確保すべきである。

### 【教育課程について】

- 短期大学を名乗るのであれば、短期大学設置基準と同様、教育課程の中に教養を入れるべきではないか。もしくは、基礎科目の内容を一般教養を中心としたものにすべきではないか。
- 教育課程連携協議会については、企業側にも責任や負担が生じるとともに、大学側も企業の意見を無視できず、大学独自の理念や判断による教育が困難になるのではないか。
- 一つの専門職短期大学に複数の学科を設置する場合、教育課程連携協議会は学科ごとに組織すると同時に、形骸化しないよう措置すべきである。

### 【卒業の要件について】

- 臨地実務実習の実施に当たり、長期にわたる実習を受け入れてもらえるよう、企業側に受入インセンティブを与えるなどの施策をセットで導入すべきである。
- 2年制の専門職短期大学において臨地実務実習10単位を達成するのは困難であり、カリキュラムにおける臨地実務実習への依存度（学外教育への依存度）を軽減し、学内で充分実務に即した教育ができるような制度設計と財政補助が必要である。
- 法科大学院や教職大学院の例にならい、専門職大学においても必要とされる実務経験の内容及び能力を具体的に示すべきである。
- 専任教員の必要人数及び教員の資格は既存の短期大学と同様とすべきであり、弾力的な取り扱いを認めるべきではない。
- みなし専任教員を認めることは、一定数といえども「専任」の枠をはずすことを可能に

することは、「専ら」の概念をくつがえすことになり矛盾しているのではないか。

- 「職業教育」に特化した教員構成による教育は「一般教養」を欠く偏った人材育成になりかねないのではないか。
- 研究能力を求められる教員の審査に当たっては、一律に論文数や著作数、博士号の有無で評価するようなことをせず、研究機関における現場での普及度が高い農林業技術や品種の開発等を業績として評価するなど、柔軟な運用をお願いしたい。

#### 【教員組織について】

- 専任教員数について、医療系国家資格を付与する養成課程については、文部科学省か厚生労働省かどちらかの基準を適用できるようにすることとして欲しい。
- 別表の学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のうち「社会学・社会福祉学関係」について、現在、多くの福祉関係の学校が閉校になっている状況であり、「教育学・保育学関係」と同じように50人まで6人にして頂きたい。
- 「短期大学設置基準」第三十五条の三に規定されている「研修の機会等」が明記されていないことから、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるために研修（SD）の機会を設けることを規定すべきである。

#### 【教員の資格について】

- 教員資格を有していない者であっても当該教員になれるよう、資格取得に関して一定の猶予期間を設けるべきである。
- 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者について、具体的のどのような人材が想定されるのか明記していただきたい。例えば医療専門職の場合、全ての有資格者が該当するのであれば、教員の質の担保が難しくなるのではないか。

#### 【校地、校舎等の施設及び設備等について】

- 教育にふさわしい環境であれば、校地の所有権（自己所有、借地）の条件を付さないことを求める。
- 専門職短期大学のキャンパスについては、人格形成の途上にある若者に多様な活動を可能とする環境を提供するよう、相応しい水準が確保されるようにすべきである。
- 校地面積・校舎面積を「やむを得ない事情」で減ずる等の弾力的な取り扱いについては、教育・研究に支障をきたさないことを前提に、規則等で明確に規定すること。
- 設置基準に定める施設・設備は、専修学校の施設・設備との共用及び年次進行に対応できるものとなるよう考慮していただきたい。
- 本校舎とは別に設けられる、現場の実験・実習施設は、実践的な職業教育に必要不可欠であることから、専門職大学の校舎面積として算入されるようお願いしたい。
- 学生の活力および心身の健康を担保する科目は、職業教育の根幹をなすため、運動場ま

たは体育館の所有は必置である。企業等から運動場・体育館・図書館等を借りることで高等教育として認める旨の基準では、これまで質保証・教育の継続性・国際通用性等の観点から校地校舎の自己所有に努め施設設備等の整備に尽力してきた既存の大学との差異が大きすぎ、進学者や就職先を混乱に陥れるだけでなく、高等教育全体の評価を下げかねない。

- 研究室を必ず備える必要はないが、研究に対する予算が措置されるようにすべきである。

### 3. 学位規則の一部を改正する省令案に関する意見

- 改正案では専門職大学前期課程修了者に授与する学位、短期大学士(専門職)と専門職短期大学が卒業者に授与する学位、短期大学士(専門職)が同一のものとなっている。修業年限が2年で同じであっても、4大前期課程と短期大学とでは設置基準、入学者受け入れの方針、教育課程編成の方針、学位授与の方針等が異なるため、4大前期課程と短期大学で授与する学位に関しては学位名・種類も含め異なるものとして扱うべきである。専門職大学の前期課程修了者に学位、短期大学士(専門職)を授与することは、ある意味、4大教育未完成の状態で学位を授与するものであり、学位授与の本質から考え、再検討すべきである。

### 4. 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示案に関する意見

- 今回の学位(専門職)の分野分類は、従来の大学における学位分類と同様、学術を基にしたものとなっているが、専門職大学においては、総務省における日本標準産業分類、日本標準職業分類や国際通用性の観点から諸外国の国家資格枠組み(NQF)なども踏まえ、専門職教育、職業教育に相応しい新たな学位分野分類の開発が必要ではないか。

### 5. 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関する意見

- 専門職大学及び専門職短期大学の意義については反対しないが、既存の学校機関におけるその併設が不可能となっているのであれば、早急にこれを可能とするようにしていただきたい。

## 6. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見

※ 内容に関する意見なし

## 7. 学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見

※ 内容に関する意見なし

## 8. 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案

### 【教育課程の編成方針について】

- 産業界と連携してカリキュラムを編成することは、高度専門職業人養成を使命とする専門職大学院として重要であり、評価する。
- 今回の設置基準改正を契機に各大学の特徴や建学の精神を反映したカリキュラム編成に取り組むことが、複雑化・多様化するニーズに応えることにつながる一方、画一的な統一カリキュラムやコアカリキュラムを規定することは専門職大学院全体の衰退を招きかねず、懸念する。各大学の切磋琢磨によってこそ、専門職大学院の未来は開けるものと考えられる。
- 産業界のみならず、教育界等との協力による教育課程の編成等が必要。

### 【教育課程連携協議会について】

- 教育課程の内容の決定は教育機関の一義的役割であり、教育計画の決定権は教育機関側にあるべき。
- 教育課程連携協議会は、実習の場の確保や、望ましい実践の質の保証について、実習の受入れ機関に強力に働きかける機能を持つべき。

○ 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 ○ 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

改正案	現行
<p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>（教育課程連携協議会）</p> <p>第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないこと認められる場合は、第三号に掲げる者を置かないことができる。</p> <p>一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科（学校教育法</p>	<p>（教育課程）</p> <p>第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第百条ただし書に規定する組織を含む。)の長(第四号及び次項において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

附則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント (意見公募手続)の実施について

平成29年7月20日  
高等教育局専門教育課

この度、文部科学省では、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令の制定を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、パブリック・コメント(意見公募手続)を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

### 【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール  
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 平成29年8月18日 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室 宛

FAX番号：03-6734-3389

電子メールアドレス：sen-ps@mext.go.jp

(判別のため、件名は【専門職大学院設置基準の一部改正案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

### 【3. 意見提出様式】

「専門職大学院設置基準の一部改正案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業(在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。)
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

### 【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局専門教育課専門職大学院室)

# 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案について

## 1. 省令の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、専門職大学院について、産業界等の協力を得て教育課程の編成等を行うものとされた。

これを受け、専門職大学院の教育課程に関する事項について、所要の規定の整備を行う。

## 2. 改正内容

### 一. 教育課程の編成方針（第6条関係）

産業界等との連携による授業科目の開設や、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえた授業科目の開発、当該状況の変化に対応した教育課程の構成等の不断の見直し、適切な体制整備など、産業界等との協力による教育課程の編成について、所要の内容を追加すること。

### 二. 教育課程連携協議会の設置（新設）

(1) 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

(2) 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとする。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でない認められる場合は、③の者を置かないことができるものとする。

① 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長（以下「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

② 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

③ 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

④ 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

(3) 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

① 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

② 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

## 3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。